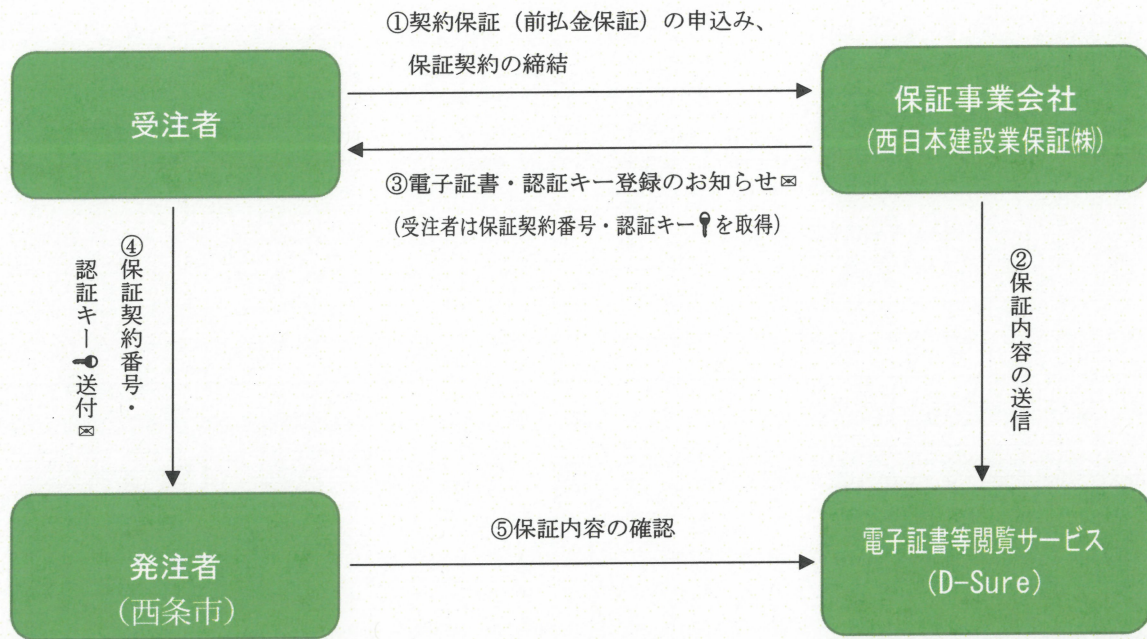


## 電子保証の仕組み及びフロー



- |  |
|--|
| ① 受注者は、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社）へ保証申込みを行い、電子保証により保証契約を締結する。   |
| ② 保証事業会社は、電子証書等閲覧サービス（以下「D-sure」という。）に電子証書をアップロードする。   |
| ③ 受注者は、保証事業会社から送付のあった「電子証書・認証キー登録のお知らせ」メールを確認し、電子証書の閲覧に必要な「保証契約番号」及び「認証キー」（以下「保証契約番号等」という。）を取得する。  |
| ④ 受注者は、保証契約番号等を、電子メールにより <b>西条市(契約課)</b> に提出する。<br>※標題は、工事番号、受注者名及び保証名称（前払金保証、中間前払金保証、契約保証）を組み合わせたものとし、受注者は提出後、発注者に到達確認の電話を行う。<br>(標題例) 西建改単第〇号_株式会社■■■建設（前払金保証） |
| ⑤ 発注者は、提出された保証契約番号等をもとに、D-sure にアクセスし、保証内容を確認する。   |

【④の提出先】 西条市財務部契約課 メールアドレス：keiyaku@saijo-city.jp